

福井県報

第 2958 号
平成 30 年
9 月 21 日 (金)
火・金曜日 発行
1 月 1,800 円 郵送料 共

目次

告示

- 「ふれあい文化子どもスクール開催事業」輸送委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（三八〇・文化振興課）……………一
- 道路の供用の開始（三八一・道路保全課）……………二

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（女性活躍推進課）……………二
 - 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請（三件・回）……………二
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（恐竜博物館）……………三
- 公安委員会告示
- 機械警備業務管理者講習の実施（二九・生活環境課）……………三

告示

福井県告示第 380 号

「ふれあい文化子どもスクール開催事業」輸送委託業務において 2 以上の者が共同企業体を結成して、共同で実施しようとする場合に必要な資格を定めたので、福井県財務規則（昭和 39 年福井県規則第 11 号）第 146 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 30 年 9 月 21 日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する業務の名称および数量

「ふれあい文化子どもスクール開催事業」輸送委託業務一式

2 入札に参加できる共同企業体に必要な資格に関する事項

(1) この委託業務を共同して実施することを目的として、2 以上の構成員により結成された共同企業体であること。

(2) この入札に関する業務を行う体制等を有すると認められること。

(3) 共同企業体の代表者は、福井県内に本社、支社または営業所を有し、旅行業法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）第 1 条の 3 に規定する第 1 種旅行業務または第 2 種旅行業務に登録されている者であること。

(4) 共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 166 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

イ 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者という。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または

便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 申請手続および審査の結果通知

入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 会社概要

ウ 業務の実施体制

※共同企業体で参加しようとする者は、以下のエおよびオの書類も提出すること。

エ 共同企業体参加資格者誓約書

オ 共同企業体協定書

(2) 提出期限

平成 30 年 9 月 27 日（木）午後 5 時

(3) 提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参により提出すること。

(4) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号

福井県観光営業部文化振興課文化振興

グループ

電話 0776-20-0582

(5) 会社概要等に添付する書類の提出方法

期限内に提出先へ直接持参または提出締切日時を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

(6) 審査の結果通知

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

審査の結果は、申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

審査の結果は、入札参加資格確認申請書等を提出した者に対し、書面により通知する。

福井県告示第381号

一般国道476号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、平成30年9月21日から20日間一般の縦覧に供する。

平成30年9月21日

福井県知事 西川 一誠

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	476号	今立郡池田町持越1字境谷5番4号から今立郡池田町持越2字中川原12番2地先まで	平成30年9月24日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年9月21日

福井県知事 西川 一誠

1 申請のあった年月日

平成30年9月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人農村お助け隊

(2) 代表者の氏名

岡田 英明

(3) 主たる事務所の所在地

福井県あわら市

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、農村の維持管理を行い、地域の人々が安心して心穏やかに暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成30年9月10日から平成30年

10月9日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアアセナター内

の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年9月21日

福井県知事 西川 一誠

1 申請のあった年月日

平成30年9月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人えちぜん青少年自立援助センター

(2) 代表者の氏名

北野 勝彦

(3) 主たる事務所の所在地

福井県越前市小野谷町第14号1番地の11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会的援助を必要とする児童・青少年および障害者・高齢者などに対して、地域での生活および自立に関する支援事業等を行い、もって地域福祉の向上と地域社会の活力増進に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成30年9月10日から平成30年

10月9日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアアセナター内

規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年9月21日

福井県知事 西川 一誠

1 申請のあった年月日

平成30年9月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人ヤングオールトほのぼの家族いまい

(2) 代表者の氏名

田村 孝子

(3) 主たる事務所の所在地

福井県三方上中郡若狭町藤井第1号18番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、赤ちやんから高齢者及び障害のある方ない方すべての人が、土と花と歌と笑いを通じて、イキイキと暮らしていくためのふれあいの時間を持つ中で、共に助け合い、家族の大切さと喜び、心の豊かさ、体と精神の健康づくりを再認識する場所とする事業を行うと共に、地域の食文化に関する事業も行い、福祉の増進及び地域文化の活性化に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成30年9月10日から平成30年

10月9日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアアセナター内

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項

の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。	
平成30年9月21日	
福井県知事 西川 一誠	
1 申請のあった年月日	
平成30年9月12日	
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等	
(1) 名称	特定非営利活動法人福井女性フォーラム
(2) 代表者の氏名	田中 和代
(3) 主たる事務所の所在地	福井県福井市瀬戸瀬町18号36番地
(4) 定款に記載された目的	この法人は、女性や障害者の自立支援の事業などを行い、男女共同参画社会の形成および障害者等が生き甲斐を感じて快適に暮らせる社会の形成の促進に寄与することを目的とする。
3 縦覧に供する期間および場所	
(1) 縦覧に供する期間	平成30年9月12日から平成30年10月11日まで
(2) 縦覧に供する場所	福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアセンター内
政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1	

項の規定により、次のとおり公示する。	
平成30年9月21日	
福井県知事 西川 一誠	
1 落札に係る特定役務の名称および数量	福井県立恐竜博物館総合管理業務委託（長期継続契約）
2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地	福井県立恐竜博物館 福井県勝山市村岡町寺尾第51号11番地
3 落札者を決定した日	平成30年9月6日
4 落札者の名称および住所	株式会社東急コミュニケーションズ第一事業部京橋ビル運営部北陸支店福井事務所 福井県福井市毛矢1丁目4番17号
5 落札金額	138,801,600円
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 規則第4条の規定による公告を行った日	平成30年7月24日
公安委員会告示	
福井県公安委員会告示第129号	
警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。	
平成30年9月21日	
福井県公安委員会 委員長 有馬 義一	
1 実施期間	平成30年11月8日（木）から同年1月13日（火）までの4日間

2 実施場所	福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル
3 定員	一般社団法人福井県警備業協会 20名
4 受講申込みの手続	
(1) 受付期間	平成30年10月1日（月）から同年10月12日（金）までの午前9時から午後5時までの間（定員になり次第受付を終了する。）
(2) 受付場所	福井県内の警察署
(3) 提出書類	なお、本人が直接申請することし、郵送や代理人による申請は認めない。
(4) 手数料	38,000円に相当する福井県証紙を機械警備業務管理者講習受講申込書に貼り付けること。
5 講習に関する問合せ先	なお、納付された受講手数料は、返還しない。
6 その他	講習に関する問合せ先 福井県警察本部生活安全全部生活環境課 電話0776-22-2880（内線3192、3187）または各警察署生活安全課（係）
(1) 委託先	その他 本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査	講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
----------	--

平成三十年九月二十一日印
平成三十年九月二十一日発
行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一
福井県福井市寄一丁目十五―二十七

福井県
株竹下印刷所

☎
024
2321
番